

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和 1年5月31日
東村山市議会議長 あて

議席番号 21番
質問者 伊藤 真一

記

1. 統一的な基準による地方公会計導入の現状と課題について

平成27年1月、総務省は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表しました。原則として平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において、当該基準に準拠した財務書類等の作成し、予算編成等に積極的に活用するよう総務省から、地方公共団体に要請されています。財政の見える化を進めることは、財政民主主義の視点から必要不可欠であり、また、厳しい財政事情の下、増大する市民ニーズに応える上で極めて重要です。当該資料の整備状況と今後の活用について、以下、伺います。

(1) 財務書類の整備状況について

- ① 地方公会計制度導入の意義について、市の見解を伺う。
- ② 財務資料の作成状況、および公開時期について伺う。
- ③ 作成している財務資料の内容を伺う。
- ④ 将来の財務上のリスクを把握できる、公会計の情報をどのように
予算、決算審査資料として活用するか見解を伺う。

(2) 公会計システムにおける各業務の主担当所管、および業務内容を伺う。

- ① 固定資産台帳の管理
- ② 日々仕訳会計の管理
- ③ 連結財務資料の作成
- ④ セグメント分析とその活用

(3) セグメント分析の活用で行革、行政評価、そして市民の理解に活用を!

- ① セグメント分析活用の必要性について見解を伺う。
- ② 町田市の「課別、事業別行政評価」について見解を伺う。
- ③ 今後のセグメント分析活用の目的と方法について見解を伺う。

2. 私道の劣化からまちのグレードを守るため行政がすべきこと

私道は私有財産であり、その権利義務は地権者に帰することは言うまでもありません。しかしながら、市内には公道との接道状況などにより、関係者以外の車両が通行するなど、公道と同様の使われ方となっている私道が少なくありません。また、権利関係が複雑な上、地権者の相続等により権利義務の行使がますます困難なものが増えてきています。経年劣化による損傷や劣化が放置されている様は、残念ながら、結果としてまちのグレードダウンにつながるものです。「住みたいまち、住み続けたいまち」を標榜する東村山市としては、空き家対策同様、座視することなく、十分な何らかの対策をとる必要があるものと考え、以下伺います。

(1) 私道の劣化に対する現状認識について

- ① 私道との認識の無い一般市民から、維持補修の要望や苦情はどの程度あるか。
- ② 私道の地権者から公道化の相談はどの程度あるか。(市民協働課、市民相談・交流課、環境・住宅課での対応を含む)
- ③ 陥没など明らかな危険が予期される事案に、道路所管はどう対応しているか。

(2) 実施可能と考える対応策(私案)について、以下、見解を伺う。

- ① 市は私道地権者や地元自治会と維持管理上の課題について認識を共有する。
- ② ①を踏まえて、公道化について地権者などの情報を共有し、その法的な意味や取扱い手順などについて積極的にアドバイスする。
- ③ この課題は、空き家問題同様に、道路所管だけではなく自治会を所管する市民部や、地域の環境や交通安全を所管する環境安全部も共通認識を持ち横断的に取り組むべきではないか。
両所管部長のこの課題に対する認識を伺う。
- ④ 総括して市長の見解を伺う。

3. 都教育委員会の「文化プログラム・学校連携事業」について

近代オリンピックの父、クーベルタン男爵の平和思想が息づくオリンピック憲章には「オリंपィズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである」と謳われています。すなわちスポーツが文化、教育と融合していくことにより人間の生き方の哲学となり、目的としてスポーツが平和な社会の構築、人類の平和と発展に寄与していくことを確信しているものと理解します。

東京都教育委員会は、文化プログラム・学校連携事業の推進によって、優れた芸術文化に対する子どもたちの理解の促進を進めようとしています。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを明年に控えた本年、この事業はオリンピック憲章の精神に則したものであり、本市においてもその成果が期待されるものです。

- ① 当市の市立小中学校における指定校はどこかを伺う。
- ② 指定校はどのようなプロセスで指定を受けたのか。
- ③ 各校が予定している、具体的な芸術文化事業について伺う。
- ④ 本件事業の学校教育における意義について、教育長の見解を伺う。